

明治期京都における社寺上地林の風致

丸 山 宏

A Historical Study on the Scenic Beauty of the Forfeited Shrine and Temple Forests in Kyoto in Meiji Era

Hiroshi MARUYAMA

要 旨

明治4年、社寺領上地令の発布後、明治8年6月の「社寺境内外区画取調規則」により、さらに社寺境内付属地であった林野（山地、山林、山岳、藪地）もその対象となり上地された。この規則に基づき京都府では各郡で『社寺境内外区別取調帳』が作成される。社寺上地林の実態がこの『取調帳』から読み取れる。また、明治6年8月の太政官布告第291号により、風致林として主要な上地林が存置された。その総面積は2626町3反5畝歩である。これは当時（明治16年時）の官有林の81%にあたる。

京都府第三代目知事であった北垣国道はこの社寺上地林を含む名勝地の保護を京都経済復興策のひとつとして重要視した。観光資源としての名勝地の保護の目論見である。

その後、明治27年になり京都府議会において、官林移管後の社寺上地林に対し「名区勝地風致林保護ノ建議」がなされる。しかし、これは法制的にも政府の聞き入れるところとはならなかった。

明治30年4月、の「森林法」が公布され、その中の保安林の規定により、社寺林、名勝地の風致林の保護が明文化されたが、逆に法制化によりその射程域が縮小されたといえる。

1. 京都における社寺上地林の実態—『京都府下社寺境内外区別取調帳』—

明治4年1月5日、いわゆる社寺領上地令が布告された。この布告により境内地を除く朱印地、除地が上地された。

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候処各藩版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付今度社寺領現在ノ境内ヲ除ク外一般上知被仰付追テ相当禄制被相定更ニ廩米ヲ以テ可下賜事¹⁾

境内地には付属地として宅地、田畑、山林等が含まれていたが、この段階では上地の対象とはならなかった。

その後、明治8年6月29日、地租改正事務局達乙第4号「社寺境内外区画取調規則」が府県に達せられ、さきの上地令では境内地にはいるものとして存置されていた分について、現状では境内として認めがたいものが上地の対象となった（第一条 社寺境内ノ儀ハ祭典法用ニ必需ノ場所ヲ区画シ更ニ新境内ト定其余悉皆上知ノ積取調ヘキ事²⁾）。さきほど述べた宅地、田畑、山林な

どがこの規則により土地された。これは引裂き土地といわれるものである。

明治4年、8年といわば二段階構えで社寺領の土地が行なわれたわけである。

京都府はこの「社寺境内外区画取調規則」に基づき京都府下の『社寺境内外取調帳』²⁾を作成する。ここではこの『取調帳』から京都における社寺上地林の実態を明らかにしたい。

明治8年6月の「取調規則」は8条からなる。その第6条には「左ノ難形ノ通現境内ヲ始地種悉皆記載ノ帳簿差出ヘキ事」と具体的な調査書の難形が示された。以下がその難形である。

何社寺	某国某郡
朱印地	何町村
黒印地 敷	
除地	
見捨地	
一、旧境内	
此反別	
内	
現境内	
此反別 是者現境内ニ存置候見込ノ分	
共有墓地	
此反別 是者墓地トシテ存置候見込ノ分	
私墾地 田畑敷	
此反別 是者何年何月何々ニテ伺ノ上其へ御払下御許可又者伺中之分	
神官人民 居住地	
此反別 是者何年何月何々ニ付伺出之上某へ低価又ハ相当払之分	
山岳反別	
此木数	
内 松桧杉雑木数 但目通一尺以上	
同断 木数 但目通一尺以下	
林反別	
此木数 内訳同上 但同上	
竹林反別	
此竹数 但目通何寸廻ヨリ何寸廻迄	
是者癸酉二百九十一号布告ニ依リ存置見込ノ分	
荒蕪地	
此反別	
是者甲戌内務省甲第十六号布達ニヨリ還禄士族へ払下見込ノ分	
右ノ通相違無之候	
年 月 日	某府県長官 印 ³⁾

各区郡において社寺ごとの調査簿が作成されるが、いつごろまでに完了したかは明らかではない。ただ京都府は明治14年に地租改正を完了しており、この段階では終了していたと思われる。現在、上、下京区と山城8郡、丹波5郡、丹後5郡の計20冊の『社寺境内外区別取調帳』を見ることができる。各区郡別の『取調帳』は、それぞれ各地目ごとの「寄」（総計）を最後に付し府に上申したものである。日付は明治16年11月から18年10月にわたっている。表一³⁾がそれを集計したものである。府下の総社寺数は2326をかぞえ（但し、その後追記された社寺もあるがこ

表一 1 明治前期京都における社寺境内外の内訳一覧 (M. 16~18調査)

(単位:町)

地 種	旧境内地	内訳 現境内地	墓 地 類	居住地等	田 畑	藪 地	林 地	山 地*	林野関係 (小 計)	名所地	そ の 他
上 京 区	117.1300	66.0923	9.7310	7.2325	6.9604	18.6319	0.8612	—	(19.5001)	—	7.5927
下 京 区	363.2410	132.1725	21.0420	22.4322	27.1109	19.6318	2.4601	113.8828	(135.9817)	7.3906	17.0901
愛 宕 郡	1,224.0825	147.9705	14.8022	50.6329	42.5519	13.9522	14.6910	912.5702	(941.2204)	—	26.8906
葛 野 郡	807.4702	142.5524	10.7510	30.6311	48.0825	31.8014	11.6729	511.8801	(555.3614)	—	20.0708
紀 伊 郡	174.1812	30.1812	5.5114	4.7124	25.9227	2.7803	0.5206	103.4327	(106.7406)	—	1.0919
乙 訓 郡	329.9922	86.9729	2.0321	3.5722	41.3224	13.8508	0.7509	169.8223	(184.4310)	—	11.6406
宇 治 郡	743.4203	52.4211	1.8801	4.1410	22.0315	4.6305	4.1806	652.1526	(660.9707)	—	2.1419
久 世 郡	126.8509	22.7419	1.1517	2.8101	37.4501	4.7810	10.3604	31.4507	(46.5921)	0.4822	15.6018
綴 喜 郡	78.1602	31.0813	0.5920	0.4205	2.7826	2.5707	0.9422	34.9624	(38.4823)	—	4.7805
相 楽 郡	271.3522	30.5006	0.4803	1.3122	4.2206	0.7502	5.5425	214.8001	(221.0928)	—	13.7317
南 桑 田 郡	99.1017	27.4011	2.1025	0.5329	1.4728	1.0200	21.8205	43.9209	(66.7614)	—	0.8100
北 桑 田 郡	67.7519	20.6928	0.7724	0.0214	0.6404	—	0.0110	45.0724	(45.0904)	—	0.5205
船 井 郡	51.1105	18.9617	0.2504	0.2623	2.2422	—	—	28.9626	(28.9626)	—	0.4103
何 鹿 郡	17.9716	14.6627	0.3315	0.0702	0.8611	—	0.0501	1.9608	(2.0109)	—	0.0212
天 田 郡	127.1719	60.8910	1.4928	0.0706	4.9210	0.0520	0.2406	59.0119	(59.3115)	—	0.4710
加 佐 郡	125.0714	57.3313	7.2021	0.4717	0.6506	—	0.1620	59.1117	(59.2807)	—	0.1210
与 謝 郡	59.5328	41.3717	0.0822	0.0827	0.1924	—	—	17.6624	(17.6624)	—	0.1204
中 郡	33.0010	20.4013	1.5516	0.0324	—	—	—	10.8823	(10.8823)	—	0.1124
竹 野 郡	45.9414	23.6626	0.0126	0.2805	0.2116	—	0.1620	20.7529	(20.9219)	—	0.8312
熊 野 郡	42.5017	25.1520	0.5401	—	—	—	—	16.8026	(16.8026)	—	—
計	4,905.0926	1,053.1119	82.3820	129.7918	269.6907	114.4808	74.4706	3,049.1714	(3,238.1228)	7.8728	124.0926

* 山地には山林、山岳を含む。

では省く)、その旧境内地合計が4905町歩余り、うち境内地として各社寺の所有が許されたのは墓地を合わせ1135町5反歩余りであった。境内地の77%にあたる3769町5反余歩が上地されたことになる。上地された地目をみると、その81%が山地(山林、山岳を含む)3050町歩である。藪地、林地を含めると林野関係3238町歩余り、86%になる。林地、山地(山林)、山岳の区別は明記していないが林地は規模的に山地、山岳より小さいものである(下京区と紀伊郡だけが「山地」ではなく「山林」という表現になっている)。山岳のほうが山地より急峻な地形であると思われるが正確なものでもない。なお藪地は竹林のことである。林野関係について各区郡をみると、愛宕郡が941町2反2畝歩と突出している。あと宇治郡(660町9反7畝歩)、葛野郡(555町3反6畝歩)、相楽郡(221町10畝歩)、乙訓郡(184町4反3畝歩)、下京区(135町9反9畝歩)、紀伊郡(106町7反4畝歩)と100町歩代がつづく。これらの地域には大社名刹が存在していたわけである。

それではこの社寺上地林が京都府下の官有林のなかでどういう位置にあるかを見てみたい。表一²⁾は明治16年時での府下の官有林面積の一覧である。地目は藪地と森林に区分されており、林地、山林、山岳を総称して森林としている。合計面積は4792町5反余歩。さきほど社寺上地林

表一 2 明治16年各区郡官有林面積一覧

(単位:町)

地 目	藪 地	立竹本数	森 林	立木本数	面積合計
上 京 区	11.4024	93,053	0.2224	73	11.6318
下 京 区	0.1319	1,543	2.1707	749	2.3026
愛 宕 郡	8.1719	37,251	1,338.8011	662,325	1,346.9800
葛 野 郡	7.2001	67,717	492.2314	349,494	499.4315
紀 伊 郡	0.5107	4,877	137.3516	56,369	137.8623
乙 訓 郡	0.3621	1,548	108.2305	57,138	108.5926
宇 治 郡	3.0628	20,792	678.0610	304,900	681.1308
久 世 郡	0.4305	580	201.5912	370,022	202.0217
綴 喜 郡	11.2303	62,000	56.7027	5,427	67.3400
相 楽 郡	13.7200	52,240	162.9519	80,664	176.6719
南 桑 田 郡	—	—	186.4002	165,254	186.4002
北 桑 田 郡	—	—	97.8820	32,952	97.8820
船 井 郡	0.5613	1,385	175.9627	116,735	176.5310
何 鹿 郡	0.9000	9,600	18.5614	16,350	19.4614
天 田 郡	3.9110	37,986	193.8115	280,082	197.8225
加 佐 郡	7.9715	91,282	575.6008	89,624	583.5723
与 謝 郡	—	—	207.9608	16,607	207.9608
中 郡	—	—	60.7712	10,050	60.7712
竹 野 郡	0.2000	650	15.4316	8,033	15.6316
熊 野 郡	0.0115	225	11.9221	5,818	11.9406
計	69.8200	482,729	4,722.6818	2,626,666	4,792.5018

が3238町余りと述べたが、これは官林の実に68%にあたる。京都において官林の中に占める社寺上地林の位置の高さが理解される。⁵⁾ 官有林面積を各区郡ごとに見てみるとこれも愛宕郡が1346町9反8畝歩と突出して高い。順にあげると、宇治郡(681町1反3畝歩)、加佐郡(583町5反8畝歩)、葛野郡(499町4反4畝歩)、与謝郡(207町9反6畝歩)、久世郡(202町3畝歩)とつづく。表一³⁾は参考までに同年度の民有林面積を上げておいた。北桑田郡が1万7048町余歩と広大なのは、いうまでもなく山国林業地のためである。

表—3 明治16年各区郡民有林面積一覽

(単位：町)

地 目	藪 地	林 地	山 林	柴 草 地	原 野	禿 山
上 京 区	16.6007	—	—	—	—	—
下 京 区	14.8400	0.8907	—	—	—	—
愛 宕 郡	142.3906	100.5917	11,497.8208	960.5816	—	—
葛 野 郡	212.9313	58.8003	8,786.2002	1.0818	—	—
紀 伊 郡	150.6011	35.5606	76.9427	—	—	—
乙 訓 郡	294.6017	74.8111	1,959.0128	256.4125	—	98.8226
宇 治 郡	206.1617	111.3806	4,013.5728	2.4313	—	0.1525
久 世 郡	100.7406	95.0017	1,614.7106	138.6726	—	44.0000
綴 喜 郡	69.2607	123.1015	5,480.6826	1,007.7124	—	—
相 楽 郡	71.8916	67.8427	6,179.8522	817.4600	—	15.3725
南 桑 田 郡	55.3719	48.3420	6,974.5929	2,198.2503	—	—
北 桑 田 郡	21.7721	3.1223	17,048.2805	2,144.9403	—	—
船 井 郡	58.2828	36.8901	8,764.0002	6,510.5105	21.8620	—
何 鹿 郡	21.9600	3.6309	4,492.9903	3,421.8206	25.1209	—
天 田 郡	42.2827	—	3,822.0808	1,422.3914	3.2925	—
加 佐 郡	—	1.3207	3,219.0502	—	—	10.3001
与 謝 郡	19.1902	—	2,376.7217	90.7104	—	15.2416
中 郡	—	0.0025	1,595.6619	0.1715	—	0.2023
竹 野 郡	9.7823	0.0120	1,644.8108	13.7812	—	7.5108
熊 野 郡	13.1303	0.5319	1,570.9812	119.8422	—	21.4404
計	1,521.8413	761.8823	91,118.0212	19,106.8126	50.2824	213.0708

さて、さきに述べた明治8年6月の「社寺境内外区画取調規則」の雛形をもう一度見てもらうと「癸酉二百九十一号布告ニ依り存置見込ノ分」という但し書きの項がある。この布告は明治6年8月8日太政官布告第291号のことで「神社境内外ノ区別ヲ査核繰上セシムルノ件」というものである。布告文を上げておく。

府 県

社寺境内地之儀ニ付去ル辛未七月中布告候処于今処分不申立或ハ猥リニ周囲ノ林木ヲ伐払候向モ有之趣ニ相聞不都合ノ事ニ候条兼テ相達候通境内外ノ区別速ニ取調旧境内ハ田畑ヲ除之外平地山林凡テ官有地ニ相定伐木払下等不相成候最今後取調候分ハ勿論既往処置済之分タリ其境内狹隘祭祀等ニ差支候分ハ更ニ改正之見込相立境内外ニ可引分反別等詳細取調絵図面相添至急大蔵省ヘ申立且処分済之上ハ教部省ヘ可届出此旨相達候事¹⁾

この第291号布告は同6年7月20日太政官布告第257号により明治4年にはじまったいわゆる大蔵大輔井上馨の山林の払下げ政策の中止、転換を社寺上地林に適用したものであった。布告文の前半「于今処分不申立或ハ猥リニ周囲ノ林木ヲ伐払候向モ有之趣ニ相聞不都合ノ事ニ候条」とあるように、社寺上地林の保護を目的にしたものでもある。第291号の布告文中には風致のために社寺上地林を存置せよという文面はないが、実際の取調帳には「是ハ該社ノ風致ニ関シ候場所ニ付官地存置見込之分²⁾」という表現もあり、とくに京都という神社仏閣の多いところではこの布告により、風致維持がはかられたと解することができる。

それでは明治6年以前、京都における社寺上地林に対する井上馨の山林払下げ政策の影響はどうであったのか。

表—4³⁾⁴⁾は太政官布告第291号前後の社寺上地林が払下げられた状況を示すものである。明治

表一 4 明治6年太政官布告第291号前後の社寺土地林払下一覧(但し、明治18年までの状況)

(単位:町)

地 目	藪 地 M.6.8 以前/以後	林 地 M.6.8 以前/以後	山 地 M.6.8 以前/以後	山 岳 M.6.8 以前/以後	計 M.6.8 以前/以後	総 計
上 京 区	2.8008/ 3.9417	0.5607/ 0.0412	— / —	— / —	3.3615/ 3.9829	7.3514
下 京 区	6.1914/ 10.9920	— / 0.2214	1.3917/ 0.9619	— / —	7.5901/ 12.1823	19.7724
愛 宕 郡	3.4112/ 10.5400	6.9402/ 6.5600	30.0308/ 203.6505	— / —	40.3822/ 220.7505	261.1327
葛 野 郡	10.6424/ 16.9515	2.8806/ 6.0502	22.0415/ 130.6315	— / —	35.5715/ 153.6402	189.2117
紀 伊 郡	1.7904/ 0.7118	0.5206/ —	5.5628/ —	— / —	7.8808/ 0.7118	8.5926
乙 訓 郡	2.3216/ 11.0320	0.1615/ —	88.4992/ 8.4214	— / —	90.9823/ 19.4604	110.4427
宇 治 郡	0.7027/ 2.8008	1.0812/ 1.9706	5.6427/ 60.1921	— / —	7.4406/ 64.9705	72.4111
久 世 郡	0.6711/ 3.6724	7.6615/ 2.0325	8.9920/ 2.7700	— / —	17.3316/ 8.4819	25.8205
綴 喜 郡	0.3618/ 1.8612	0.8020/ 0.0610	14.7515/ 0.5908	— / —	15.9223/ 2.5200	18.4423
相 楽 郡	0.7502/ —	4.1005/ —	86.0315/ 4.7217	— / —	90.8822/ 4.7217	95.6109
南 桑 田 郡	— / 1.0200	— / 21.0506	— / 10.2420	— / —	— / 32.3126	32.3126
北 桑 田 郡	— / —	— / 0.0110	— / 4.4617	— / 0.0200	— / 4.4927	4.4927
船 井 郡	— / —	— / —	— / 3.6226	— / —	— / 3.6226	3.6226
何 鹿 郡	— / —	— / —	— / 0.5108	— / —	— / 0.5108	0.5108
天 田 郡	— / 0.0310	— / 0.1521	— / —	— / —	— / 0.1901	0.1901
加 佐 郡	— / —	— / 0.1620	— / 0.1815	— / —	— / 0.3505	0.3505
与 謝 郡	— / —	— / —	— / —	— / —	— / —	—
中 郡	— / —	— / —	— / —	— / —	— / —	—
竹 野 郡	— / —	— / 0.1620	— / 0.7028	— / —	— / 0.8717	0.8718
熊 野 郡	— / —	— / —	— / —	— / —	— / —	—
計	29.6716/ 63.5824	24.7228/ 38.5026	262.9717/ 431.7103	— / 0.0200	317.3801/ 533.8223	851.2024

18年時までには払下げられたものは851町2反余歩でそれほど多くはない。また、6年8月以前が317町4反歩弱という数値を見ると井上の払下げ政策の影響は京都の社寺林については少なかったといえる。ただこの表では「従前買得」「従前売買」とあっても払下げ年月が不明で、明治6年8月以降に上局へ経伺した年月のあるものは明治6年8月以降後に含めているため、それらを明治6年8月以前に含めると、総計815町余歩であり数字的にはしれているが、もう少し6年8月以前の比重が増加すると思われる。おおきなものを見てみると、たとえば、愛宕郡の明治6年8月以降の220町7反5畝歩のうち201町5反9畝歩は延暦寺山林を「従前買得ノ廉ヲ以テ」明治15年4月に内務農商務両省へ経伺し一条寺村、修学院村それに高野村に「下渡之分」であり、また葛野郡の153町6反4畝歩のうち127町1反4畝歩は鹿苑寺山地を「従前買得」し明治6年10月に租税寮に経伺したものである。

さて、表一⁵⁾であるが、これは第291号布告により存置された社寺上地林面積の一覧である。総社寺2326のうち232、一割にあたる。その上地林合計2626町3反5畝歩が存置された。社寺上地林合計が3238町1反3畝歩（表一参照）であるから、その81%にあたる林野が風致維持のため保護されたことになる。各区郡について概観すると、山城国に比重がかかっていることがわかる。愛宕郡の961町6反3畝歩を筆頭に、宇治郡（588町5反6畝歩）、葛野郡（355町8反8畝歩）、相楽郡（125町4反9畝歩）とつづく。このあと下京区の116町1反4畝歩の順になる。下京区の116町1反4畝歩は愛宕郡や宇治郡に比べ数量的には小さいものの表一の上地林野合計135町9反9畝歩を考慮すると85%が存置されたことになる。いわゆる東山一帯の地域であり、景勝地として京都の「顔」というべきところである。

表一5 風致維持のため明治6年太政官布告第291号により存置された各区郡社寺上地林面積

地 目	藪 地	林 地	山 地*	山 岳	計	社寺数/ 総社寺数
上 京 区	11.5805	0.5022	—	—	12.0827	2/ 151
下 京 区	2.4414	2.1707	111.5222	—	116.1413	12/ 163
愛 宕 郡	—	1.5415	0.0803	959.9927	961.6215	25/ 127
葛 野 郡	5.1613	1.5220	20.6221	328.5615	355.8809	20/ 132
紀 伊 郡	0.2511	—	—	97.8629	98.1210	2/ 112
乙 訓 郡	0.4121	0.5824	3.0523	47.0114	51.0722	6/ 113
宇 治 郡	1.1200	1.1227	338.7817	247.5221	588.5605	12/ 48
久 世 郡	0.4305	0.6524	—	9.6817	10.7716	6/ 62
綴 喜 郡	0.3407	—	—	18.5702	18.9109	6/ 86
相 楽 郡	—	1.4420	—	124.0329	125.4819	8/ 86
南 桑 田 郡	—	0.7629	—	33.6627	34.4326	13/ 112
北 桑 田 郡	—	—	—	40.5907	40.5907	15/ 65
船 井 郡	—	—	—	25.3400	25.3400	15/ 62
何 鹿 郡	—	0.0501	—	1.4500	1.5001	2/ 62
天 田 郡	—	—	—	59.1209	59.1209	29/ 274
加 佐 郡	—	—	23.3407	38.6019	61.9426	30/ 249
与 謝 郡	—	—	2.5811	15.0813	17.6624	8/ 147
中 郡	—	—	1.0427	9.8326	10.8823	7/ 73
竹 野 郡	—	—	9.7011	9.6604	19.3615	9/ 99
熊 野 郡	—	—	—	16.8026	16.8026	5/ 103
計	21.7516	10.3909	510.7522	2,083.4415	2,626.3502	232/2326

* 山地には山林を含む。 (単位：町)

一例として下京区で最大の42町9反歩の上地林が存置された清水寺の「境内(外)区別実測図」²⁾をあげておく(図-1)。図面には旧境内地15万463坪9勺の内訳、現境内1万3887坪9合、墓地2860坪5合7勺、山林12万5816坪2合6勺、名所地5585坪7合7勺等々が記されている。名所地とあるのは「明治12年12月上申分」と但し書きがあり、これは明治7年11月7日の改正地所名称区別の官有地第三種の「名区」に相当するものと思われる。¹⁰⁾その後明治30年2月にはこの名所地は境内地に編入されている。『取調規則』の第8条に「境内外ノ区別取調ノ上ハ絵図面相添伺ヒ出ツヘキ事」とあり、調査社寺すべてにこの「境内外区別実測図」が作成されている。

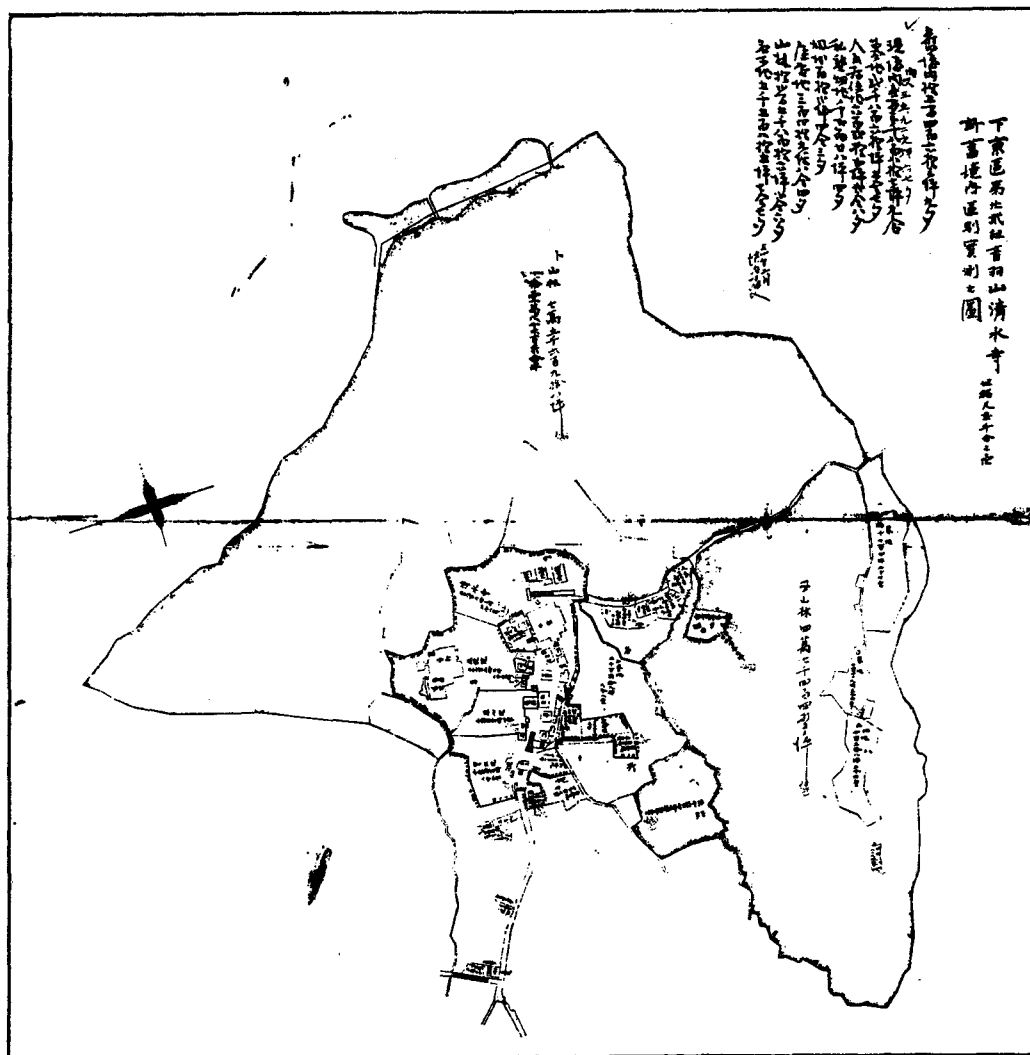


図-1 清水寺の「境内(外)区別実測図」

表-6⁸⁾は明治6年8月太政官第291号によって社寺上地林が存置されたもののうち林野合計5町歩以上の社寺の一覧である。愛宕郡が最も多く別雷神社(上賀茂神社)、貴船神社、鞍馬寺ほか11の社寺がある。葛野郡は松尾社、愛宕神社ほか9ヶ寺。全社寺の中でその存置面積の最大のものは別雷神社の426町4反9畝歩である。つづいて、醍醐寺(338町7反9畝歩)、安祥寺

(201町4反2畝歩), 松尾社(145町2反4畝歩), 貴船神社(126町4反4畝歩), 鞍馬寺(111町5反6畝歩), 稻荷神社(97町8反7畝歩)の順となっている。

表一 風致維持のため明治6年太政官布告第291号により社寺上地林が存置された主な社寺(5町歩以上)

上京区	相国寺	9.2722			綴喜郡	男山八幡宮	11.2203		
下京区	清水寺	42.9025	妙法院	高台寺	知恩院	相楽郡	金胎寺	海住山寺	大智寺
		38.9210		23.0328	5.2125		83.4720	20.3206	11.2925
愛宕郡	別雷神社	426.4828	貴船神社	鞍馬寺	延暦寺	南桑田郡	金輪寺	与能神社	
		126.4401		111.5608	71.8516		16.6129	5.8418	
	泉涌寺	59.3219	若王子社	志明院	慈照寺	北桑田郡	常照寺	大神宮	
		36.6513		27.5624	24.9411		13.2829	5.3415	
	青蓮院	12.0713	南禅寺	実相院	吉田神社	船井郡	古岩神社		
		12.4000		12.7210	10.5126		7.2215		
	法然院	7.7420	赤山社			何鹿郡	—		
		7.5411				天田郡	三嶽神社	天寧寺	
葛野郡	松尾社	145.2404	愛宕神社	月輪寺	龍安寺		27.8000	5.5213	
		50.8324		36.9522	27.6702	加佐郡	円隆寺	皇太神社	天岩戸社
	仁和寺	17.3918	高山寺	西芳寺	神護寺		9.2715	5.8214	5.4000
		14.0404		12.3924	10.5522		桂林寺		5.2909
	地藏寺	8.4225	天龍寺	西明寺			5.0924		
		8.1106		7.9400		与謝郡	小金山神社		
紀伊郡	稻荷神社	97.8629					5.3007		
乙訓郡	勝持寺	46.3103				中郡	藤神社		
							5.1417		
宇治郡	醍醐寺	338.7817	安祥寺	昆沙門堂		竹野郡	竹野神社		
		201.4200		38.7816			8.9007		
久世郡	—					熊野郡	宗雲寺		
							5.9129		

下段は各社寺上地林の存置面積(単位:町)

2. 名勝地と京都—北垣国道『塵芥』²⁾—

ここでは榎村正直知事の後を受けて、琵琶湖疎水をはじめ京都の近代化政策を一層発展させた三代目知事、北垣国道の日記『塵芥』を中心に京都の風致政策の方向性を見てみたい。

国道は明治23年2月8日、円山公園樓門東隣の料亭、中村樓に市会議員、参事会員、常設委員、上、下京区長および府の幹部クラスを集め市政方針全般にわたり演説を行った。京都市は明治22年4月1日に特別市政が施行されており、北垣知事が市長兼務のかたちをとっていた。京都の将来像について、その所信を二項に分けて述べた。「市政ノ性質及特別市政」について述べた後、「市政自治前途ノ事業」について、奨励工商業、教育、美術、衛生、済貧、保存、水力配置及運輸、新市街区画、市区改正、基本財産について順次述べる。その中で「保存」の項として名勝地の保存を取り上げている。これはいうまでもなく社寺林の風致を射程に入れたものである。北垣国道は日記のなかにその演説の骨子を前もって書きつづっている。「保存」のところにはこう記

している。

京都ノ名勝地ハ市ノ経済ニ関スル事蹟大ナリ内外人ノ此地ニ輻輳スルノ原因ハ社寺名勝地ノ存在スルニ由ル者多シ是京都固有ノ財宝ナリ之ヲシテ荒廃ニ委シ怙トシテ顧ミサルハ京都市ノ経済ヲ知ラサルノ徒ナリ故ニ名勝地保存ニ考案ヲ下スハ又市ノ事業ニセサルヲ得サル者¹¹⁾

京都経済の活性化に名勝地の保護が不可欠の要素であることを強調している。この所信演説は2回にわたり新聞にも掲載された（『日出新聞』明治23年2月11、14日付）。

…名勝地保存のことは市の経済に関する甚だ大なり凡そ内外人の四時京都に輻輳するや其来意を問ば過半は社寺仏閣名勝旧跡あるに由てなり就中外客の来遊する者此地に消費する金額は日本人数十人と外客一人との比較なるべし外客は一人にて数万乃至数千の金を消費する者有り而して其外客は十に七八は名勝地に由て来遊せる者なり……今幾多の内外人の京都美術を愛玩するも亦此名勝の賜なり果して然らば此名勝地力の間接に直接に京都市を富ますの功は実に強大なる者なり真に此の名勝地は京都固有の財源なり若し之れをして衰廃に委し怙として顧みざる者あらば是れ京都市の経済を知らざるの徒なり名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり此等の事業亦市の深く考案を下すべき一大要件なり（2月14日）

北垣国道が高知県令を辞して京都府三代目知事として赴任したのは明治14年1月26日であった。その年の秋、京都で岩倉具視の発意により「保勝会」が創設される。その創設の趣意は「広く全国有志ノ協賛ヲ得、普ク金円、土地、木石等ノ寄与ヲ求メ五畿及江丹二国ノ名勝古蹟ヲ永遠ニ保存スルヲ以テ目的トス」¹²⁾とある。北垣国道はこの時の経緯を明治14年10月3日の日記にこう記している。

本日青蓮院ニ於テ集會

久邇宮御出席岩倉公臨マル諸規則決定

久邇宮ヨリ発起人等エ懇諭アラセラル岩公ヨリ保勝ノ緊要ナル事ヲ演ヘラレ発起人ノ憤発ニ由リ此挙ノアルヲ大ニ賛成セラル幹事司計長ヲ公撰ス

保勝会は同年12月に本会規則、職制規定、会員募集規則等を決め岩倉公別邸（上京区小川通今出川下ル東今町）を事務所にあてる。

その二年後の明治16年6月10日、岩倉具視は嵐山を訪れその荒廃を憂い保勝会の設立に醸金したことがあった。国道もまたそのお供の一人であった。『岩倉公実記』にはこうある。

明治維新以降八年々摧枯スルニ任セテ之ヲ補植セス（桜風の苗木一引用者注）故ヲ以テ全山ノ風景ヲ減損スルコト此ノ如ク甚シ誠ニ惜ムヘキノ至ナラスヤ因テ広く有志者ノ損資ヲ乞テ以テ新苗補植ノ方法ヲ設ケハ其風景ヲ回復スルコト旧時ノ如クナルヲ得ン子等以テ如何トス衆皆善ト称ス即時嵐山桜風会ト称セル一社ヲ設ケ新苗一株ノ代価金五銭ト定メ以テ有志者ノ損資ヲ求ムルコトニ議決ス是ニ於テ国道ハ其担任ヲ属僚ニ命スヘシト言フ具視馨敬三以下皆金若干円ヲ義損ス¹³⁾

周知のようにこの嵐山はもと天龍寺の寺領であった。京都における名勝地の多くはもと社寺有林である。さきに述べたように社寺上地林は明治6年の太政官布告第291号によってかなり存置されていた。上地林の3238町1反3畝のうち2626町3反5畝歩が存置された。81%にあたる。天龍寺は上地林、山地8町1反1畝6歩が存置されている。

嵐山について国道の日記を見てゆくと明治22年10月17日には「早朝品川御料局長官ヲ訪フ嵐山民林買上ノ件ヲ談示ス」とある。

翌18日には

十時宮内省ニ出大臣次官ニ面會嵐山民林買上ノ件ヲ具陳ス大臣表面上申書差出スヘキ命アリ品川御料局長官ニ面會右大臣命令ノ旨ヲ告ク同氏ハ右上申ト共ニ山城官林帝室御料ニ組込ム事ノ必要ヲ建議セン事ヲ望ム

さらに、22日

午後一時宮内省エ出杉内蔵頭ニ面会嵐山買上上申ノ事ヲ談ス御料局ニ出品川不出ニ付山本ニ同上ノ事件ヲ談ス

とある。しかし、国道の嵐山民有林購入の目論見は聞き入れられなかったようで、同年11月1日には、次のように記されている。

十一時宮内省出頭吉井次官エ面会帰任ヲ届ケ且嵐山買上中止ニ付郡長委員費用弁償シ与フヘキ旨ヲ稟議ス次官承諾ス

杉内蔵頭ニ面会前同断協議蔵頭承諾ス

具体的な事情は不明であるが少なくとも国道が嵐山民有林を宮内省に買い上げてもらい御料林として保護しようとしたことは伺える。¹⁴⁾

3. 京都府と官林―「名区勝地風致林保護ノ建議」¹⁷⁾―

明治14年4月7日、農商務省の設置にともない官林の管轄が地方庁から同省山林局に移管される。京都府は明治19年3月8日、農商務大臣谷干城名で「其府官林以来当省於テ直轄ス」という達を受け取る。同日付で京都山林事務所が上京区仕丁町に設置されるが、7月2日には京都大林区署と改称され、さらに7月19日には下京区林下町知恩院境内先求院へ移転する。社寺上地林も京都大林区署に管轄が移る。¹⁵⁾この間、明治17年11月12日、社寺上地林の直接管理よりも、むしろ社寺に委託して維持管理をおこなうほうが得策であるとし、農商務省坤林第187号内達として「社寺保管林委託規則」および「同委託官林取扱心得」が制定された。その後、官有財産管理規則（明治23年11月勅令第275号）の制定にともない明治24年4月農商務省令第5号により改正された。¹⁶⁾この委託規則により京都の社寺上地林が風致林としてどの程度委託管理されたかは現在のところ不明である。その後、明治32年3月法律第85号国有林野法の第3条に「社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得」¹⁾とあるように、妥協的措置を講じていることから、むしろ、社寺は上地林に対しては積極的に風致維持管理をするものではなかったと思われる。ここでは移管後の官林に対する京都府の動向を見てみたい。

さて、社寺上地林の管轄が京都府から農商務省に移ったあと、明治27年12月15日、京都府会議長中村栄助は府議会を代表し京都府知事渡辺千秋（明治27年11月8日第6代知事に任命される。元北海道庁長官、内務次官、貴族院議員。）に「名区勝地風致林保護ノ建議」をする。少し長くなるが全文引用する。

京都ハ社会ノ公園タル事天下ノ公認スル所ニシテ春色駘蕩桜花爛熳ノ候ニアリテハ之ヲ嵐峽ニ賞スルモノ夥シ千峰錦ヲ着クノ時ニ当リテハ高雄栴尾ノ勝地ニ杖ヲ曳クモノ踵ヲ接ス而シテ之ヲ兼タルモノハ東山ニシテ四時共ニ山水ノ明媚風光ノ清絶ナル事至ル所アラサルナリ四民ノ群遊常ニ繁シ此名区ヤ此勝地ヤ宜シク保護ノ道ヲ講セサレハ其勝ヲ千載ニ維持スル事能ハサルヤ必セリ殊ニ嵐山ノ如キ維新以前ハ天竜寺ノ所轄ニシテ年々領民ニ命シテ雑草ヲ芟除セシメ亦桜花ノ際大井川ノ河原地ニ出店シテ観客ノ為メ利ヲ獲ル者ヲシテ義務的ニ数十本ノ松桜楓ヲ蕃植セシメ普ク保護ノ道ヲ盡シタリト雖トモ維新以後多クハ官有山林ニ帰シ其所轄復タ大林区署ニ変セシヨ以テ多クハ官利主義ト為リ保護ノ道ヲ追進ニ昔日ノ周到ニ及ハス東山其他ノ如キモ亦然ル事実アリ若シ荏苒数十年ヲ経過セハ哀レ名樹ハ朽枯シ鬱蒼タル名山ハ赭山ト変シ終ニハ名区勝地ノ真相ヲ失ハントス京都将来ノ為メニ慮ラサルヘカラサルモノアルナリ閣下ハ宜シク是等ノ風致林ニシテ現今官有山林ニ属シ大林区署ノ所轄スル所ノモノヲ夫々調査ヲ遂ケ主務省ニ稟議シ特ニ地方庁ニ於テ保護ノ方法ヲ講セラレン事ヲ庶幾フ

右全会ノ意見ヲ以テ建議候也¹⁷⁾

これをうけて、翌28年5月10日、渡辺知事は内務、農商務両大臣に「名区勝地保護方法ノ儀ニ付伺」を稟申する。「当府下山城国ハ従来天賦ノ風致ニ富ミ内外人ノ来遊ヲ試ムルモノ四時殆ト其跡ヲ断タス所謂世界ノ公園タルノ觀アリ殊ニ嵐山東山高雄梅尾ノ如キハ山水ノ明媚風光ノ佳絶亦他ニ比類ナキ…」¹⁷⁾とはじまる。嵐山、東山、高雄、梅尾はかつて社寺境内地であったが官林になってからは「自然此等保護ノ途ヲ欠キ山林法ノ制定ニ依リ風致木ノ増殖方法等ハ亦前例ヲ踏ム可ラス」状況であった。ちなみに嵐山はさきに述べたように元天龍寺の境内であり、東山は左京区の清水寺、妙法院、高台寺、知恩院などの境内地であった。高雄、梅尾はそれぞれ神護寺、高山寺の境内地を中心に葛野郡梅ヶ畑村に属している。さて、京都府は維新以来荒廢に任せている名区勝地を「今後ハ京都市費又ハ地方税經濟ヲ以テ平素各地ニ相当ノ看守人ヲ置キ火災盜伐等ノ傷害ヲ予防」し風致木の補植をおこなってゆくつもりであると続ける。さらに「該官林ハ先以テ其儘風致林トシテ直接当府ノ管理ニ属セラレ候様致度然ル上ハ漸次保護ノ歩ヲ進メテ終ニ公園地ト為シ永久ニ保持セントスル希望ヲ有スル処ニ有之候実ニ当府ニ對シテハ此等官林ハ他ノ一般ノ官林ト自ラ其趣ヲ異ニシ今日普通保護ノミニ頼リ安ンスル能ハサル事状アリ」¹⁷⁾と名勝地の保護手段として公園地の設置を考えている旨伝えた。この公園設置の理由については「公園ト為セントセハ先其地所ノ使用權ヲ得ルヲ必要トスルモ普通ノ手續即チ官有財産管理規則ニ依ルトキハ借地料ヲ要スベク又社寺上地林委託規則ニ依ルトキハ其使用權當ニ狭ナルノミナラス使用者モ亦上地ノ当該社寺ニ限ルノ制ニシテ到底前記ノ規則ニ依リ公園地ノ組織トシ隨意ニ管理セントスルハ望ム可ラサル儀ト存候」¹⁷⁾としている。官有財産管理規則（明治23年11月勅令第275号）、社寺上地林委託規則（同24年4月農商務省令第5号改正）では勝地として充分な管理は無理であると述べている。しかし、官林を京都府の管理下に置き、勝地の維持管理を当府ですするというこの上申はその後の経緯を見ると、中央政府の聞き入れるところとはならなかった。

時期は前後するが、この「名勝地保護ノ建議」が出される前、明治20年11月18日、土木費の号外議案として府から名勝地にいたる道路の修繕費について府議会に諮問があった。府の意向を東属は府議会でこう説明している。

此名区勝地ニ達スル道路ノ必要ナル事ハ今更特ニ弁ヲ費スルヲ要セサル可シ府知事モ大ニ此必要ヲ感シ居常是レカ修繕ニ熱心シ其方法ヲ計画スル既ニ年アリ然レトモ種々ノ事故其間ニ横ハリ在蔭延ヒテ今日ニ移レリ此名区勝地ニ達スル道路ハ従来里道ニ属シ是レカ修繕ヲ怠リ所々破壊ノ状ヲ顯ハシ為メニ車馬ノ通行ニ不便ナル実ニ少カラズ顧ルニ外国人ハ素ヨリ内国人ト雖モ我京都ニ来ルモノハ概シテ名区ヲ探リ勝地ニ遊バント欲スルモノナリ然ルニ現状ノ如ク通路ノ不便ナルカ為メ其感情ヲ空クシ或ハ外客ノ京都ニ入込ムヲ妨クル事アリト…¹⁸⁾

これは名区勝地に達する道路の修繕を郡区連帯の地方税で支弁するという趣旨の諮問案であった。修繕すべき道路として、「嵯峨街道」、「梅宮神社道」、「嵯峨ヨリ下桂へ達スル道路」、「上賀茂神社道」、「高野街道」、「黒谷吉田道」、「伏見街道」、「高雄道」があげられている¹⁹⁾。これに対して

此名勝ニ達スル道路ノ如キハ目下緊急ノモノニアラス若シ此ヲ修繕スルヲ以テ緊急ト為サバ必ズ其沿道人民ヨリ相当ノ寄付金アルヘシ其寄付金ヲ以テ修繕セバ決シテ差支ハアラサルベシ又若シ沿道人民ノ寄付金ナシトセン乎其寄付金ナキノ道路ハ是レガ修繕ヨナスノ必要ナキヲ表示スルモノナリ今は極論スル時ハ名勝地ニ達スル道路ハ必要ノ道路ニアラス即チ贅沢ノ道路ト謂フ可シ豈此贅沢道路ノ為メ困難人民ヲ驅テ其經費ヲ徴スルニ忍ビンヤ是レ常置委員ノ原案ヲ削除セシ所以ナリ¹⁸⁾

と、すでに常置委員において削除したものであると反論もでる。その後、議会でやりとりがあり、

結局は常置委員の決定の通り原案は否決された。

しかし、続いて翌年も提出される。前年、名勝地に達する道路の修繕は不急のものと否決されたが今回は賛成38名反対36名というわずか2名の差で可決された。その賛成論者には「抑も名区勝地ニ達スル道路ヲ修築スルハ必用ノ事項ニ属ス何レノ地方ニ到ルモ著名ノ所ハ皆其道路ニ注意セリ彼ノ日光街道ノ如キ大ニ改築ヲ加ヘ昨年ヨリ良道トナリ看客ノ数ヲ増加セリト聞ク其他安芸ノ宮島道後ノ温泉琴平住吉ノ如キ皆然ラザルハ無シ夫レ京都ハ名所古跡ニ富ム事日本ニ冠タルノ地ニアラズヤ然ルニ道路不完全ニシテ安楽ニ車馬ノ往復シ克フ所一モ之レ無キハ抑モ遺憾ノ至リト云フ可シ…」²⁰⁾とほかの名勝地の例をあげるものもいた(明治21年11月29日)。これ以後は予算の修正はあるものの基本的には名勝地に至る道路の整備、修繕がはかられる。明治23年12月の府議会では名勝地に達する道路橋梁費に対する国庫補助の請願案が建議されたりもしている。²¹⁾

結 び

明治30年4月6日、法律第46号森林法が公布され林野に対する基本法が一応整備される(明治40年4月森林法改正)。この森林法により「保安林」が規定された²²⁾。第8条に「森林ニシテ左ニ列記スル箇所ニ存スルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得」とあり、土砂流出防備林、水源涵養林等が保安林として保護の対象となった。その第9項に「社寺、名所又ハ旧跡ノ風致ニ必要ナル箇所」と、社寺林も保安林に編入することによりその風致を維持することが可能となった。さらに、2年後の明治32年3月には「国有林野法」が法律第85号として公布される。前章で述べたようにその第3条に「社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得」とあり社寺に上地林の風致維持を預けたかたちになっている。また、同年8月2日勅令第361号「社寺保管林規則」が出されたが、この規則により社寺上地林に対して社寺が積極的に風致を行なうものでもなかった。また、時期がさかのぼるが、明治26年12月9日社寺局通牒社甲第47号により府県に対し、風致のため社寺に払い下げた境外上地官林は境内官有地に準じて処置するよう通牒が出されている。

しかしながら、京都の社寺上地林の風致に、これらの法制が実際のどの程度影響があったかは現在のところ明らかではない。ただ、明治42年刊の『京都府山林誌』には「京都小林区署管内京都府下ニ於ケル名勝旧蹟ニ伴フ国有保安林ハ其数五十一面積八百二十四町六反七畝歩ニシテ京都府下ニ属スル管轄面積二千七百三十町三反二畝二十七歩ニ比スレハ凡ソ三割三分ニ相当ス…」とある。824町6反7畝歩という数は仮にその全てが元社寺上地林であったとしても、明治6年に存置された社寺上地林の2626町3反5畝歩と比較すると30%に過ぎない。

法制的な面では森林法に明記されることにより、ある程度社寺林が風致林として規定され保護の対象となったわけであるが、一方では法制的な整備にともなう合目的線引きによりその射程域を縮小せざるを得ない状況もつくりだしたのではないと思われる。

図式的ないいかたが許されるならば近代以前には社寺林は重層的所有関係のなかで風致的な維持管理が実質的に行なわれてきたのに対し、近代になりその管理主体があいまいなまま、その所有関係のみが明確化され、従来、社寺林とは不可分であった風致は二義的なものとなり、法制化の進捗にともない、その枠外に置かれていったのではないと思われる。

引用文献ならびに注

- 1) 営繕管財局国有財産課『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』、大正15年8月編集

- 2) 京都府立総合資料館蔵
- 3) 墓地類には御陵墓地を含む。居住地等には神官居住地、人民居住地、屋敷地、旧家来居住地を含む。田畑には私墾の田畑を含む。その他は荒蕪地、道路地、池地などが含まれる。
- 4) 京都府庁文書、山林要録、農林課、自明治十六年至十八年所収。「明治十六年官林反別立木竹統計」から作成。また、同要録には明治15年の統計もある。
- 5) 詳細に見ると表一1と表一2には齟齬がある。たとえば下京区をみると社寺上地林は136町歩であるのに対し官有林は2町3反しかない。ここでは官有林のうち社寺上地林の占める割合が大きいという程度にとどめておく。
- 6) 山林要録、民有林についても明治15年の統計がある。
- 7) 『上京区社寺境内外区別取調帳』の北野神社のところに見られる。
- 8) 各区郡の『社寺境内外区別取調帳』より作成。
- 9) 前に述べた雛形で還禄士族に対する払い下げについて「甲戌内務省甲第十六号布達ニヨリ還禄士族へ払下見込ノ分」とあるのは明治7年7月4日内務省達甲第16号のことで「旧境内上地ノ荒蕪地社景ノ風致ヲ不損分ハ家禄奉還ノ者ニ限り為授産」払下げるようにとのことである。達文では神社のみが記されているが、寺院についても払下げられている。明治18年までに68町8反7畝25歩が低価払下げられている。
- 10) この「名所地」はすべて明治12年12月に上申されたもので表一1を参照してもらうと、下京区と宇治郡にある。下京区は清水寺以外に八坂神社7831坪9合7勺、同区長楽寺の1660坪3合、同区安養寺の4679坪3合7勺、同区双林寺の2418坪6合6勺、これらの名所地は後の円山公園地の主要部となる。清水寺と合わせて、合計2万2176坪7勺。それに久世郡平等院の4反8畝22歩である。総合計は2万3638坪7勺である（約7.8 ha）。明治12年の名所地はごく限られたところではあったが、明治6年以来、保存政策を積極化するものといえる。
- 11) 明治22年12月の日記の終りに「漫録」と題して書かれたもの。
- 12) 京都府立総合資料館蔵、[明治14年]創立保勝会一覧（昭和4年10月現在）
- 13) 『岩倉公実記』下巻、明治39年9月、皇后官職御蔵版（昭和2年7月、岩倉公旧蹟保存会復刊）、1000—1001
- 14) 嵐山は買い上げ対象とならなかったが買い上げられた例もある。葛野郡等持院の上地林「山岳」5町4反3畝19歩の宇衣笠山は明治4年10月大蔵省へ経伺され、一時、同院に払下げられた。しかし、その後「洛西勝地ノ風致ニ関スル場所」として明治10年12月に買い戻しの儀が起り、同14年4月に皇宮地付属地として買い上げられた。（『葛野郡社寺境内外区別取調帳』）
- 15) 山林要録
- 16) 詳しくは『日本林業発達史』上巻、昭和35年3月刊、p.238～244を参照されたい。
- 17) 京都府庁文書、通常会議案書類、内務部第一課、明治二十七年十一月開
- 18) 明治21年度京都府会議事録、第1号
- 19) 明治21年度京都府会議事録、土木費の項
- 20) 明治22年度京都府会議事録、第2号
- 21) 明治24年度京都府会議事録、第17号
- 22) 第30条には「從來ノ禁伐林、風致林又ハ伐木停止林ハ此法律施行ノ日ヨリ保安林トシテ其森林ニ対スル從來ノ制限ハ仍其ノ効力ヲ有ス」と、それまで明治9年3月の「官林調査仮条例」により官林内に「禁伐林」が設けられ、さらに明治15年2月の太政官布達第3号により民有林の「伐木停止林」が設定せられていたが、この森林法の公布により、保安林として一応まとめられたものとなった。（高橋琢也著『森林法論』、明治31年2月刊、111—112を参照。）

Summary

By the land act in 1871, the government forfeited the domains, except the direct precincts, that had belonged to shrines and temples.

Then in 1875, even forest lands, belonged to shrine and temple precincts, were forfeited by the regulations.

Under these regulations Kyoto Prefecture made out the survey books of shrine and temple precincts. We can know facts of the forfeited forest lands from these books.

By a 1873 act on the precincts, forfeited forests of shrines and temples were preserved

as forests for scenic beauty. The total area was about 2,605 ha.

This figure was equal to 81% of the national forest lands in Kyoto Pref. In 1890, Kunimichi Kitagaki, the third governor of Kyoto Pref., made a great point of preserving scenic beauty including the forfeited forests of shrines and temples as resources of tourism in Kyoto.

Main forfeited forests of shrines and temples in Kyoto Pref. had become national forests in 1889. These forests had been within the jurisdiction of Kyoto Pref. before 1889. Thereafter, the Forest Bureau under the Ministry of Agriculture and Commerce had the jurisdiction of these forests.

Kyoto Pref. Assembly proposed to the governor that they would like to preserve the main forests for scenic beauty, which belonged to national forests in 1894. In the following year the governor reported to the government.

But finally this proposal wasn't admitted by the central government.

〔付記〕

本稿作成にあたり、京都府立総合資料館の歴史資料課の職員の方々には京都府庁文書閲覧の際再三お世話になった。また京都大学造園学研究室の中村一教授には原稿の閲読ならびに有益な助言をいただいた。ここに記してお礼申し上げたい。